

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、市内での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、名取市と、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地震災害に至らない場合にあってはこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

なお、法第3条の規定により、県全域が推進地域に指定されている。【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により「名取市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、名取市防災会議が作成する計画であり、名取市の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

市では、地震災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。

第3 計画の修正

<東日本大震災の教訓>

1 修正の概要

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期する。今回の修正においては、東日本大震災の教訓による地震対策を盛り込んだ修正を加えた。

2 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映

東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本市に甚大な被害をもたらした。

本市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

＜東日本大震災の教訓＞

(2) 第三者検証委員会等の検証結果等の反映

東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、第三者検証委員会の検証、名取市津波等ソフト対策協議会が作成した東日本大震災の教訓等を踏まえ、幅広く検討し、修正可能なものから見直すものとした。

(3) 国の防災基本計画、宮城県地域防災計画の見直し内容の反映

国の防災基本計画及び宮城県地域防災計画（地震災害対策編）の見直しを踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「名取市地域防災計画（地震災害対策編）」の見直しに反映した。

本計画策定時点でも、国、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、それらの検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

(4) 津波対策の強化

地震に伴う被害としては、揺れによるものと津波によるものがあるが、特に今回、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、そのほかのものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて地震・津波災害対策のために活用されるべきものである。

第4 計画の構成

1 本計画は、本編と資料編で構成する。

2 本編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

第5章 原子力災害対策

第5 基本理念

＜災害対策基本法改正＞

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波（以下「東日本大震災」という。）は、人知を超えた猛威をふるい、市内で死者911人・行方不明者39人という甚大な被害が発生した、未曾有の大災害であった。このような災害の発生を完全

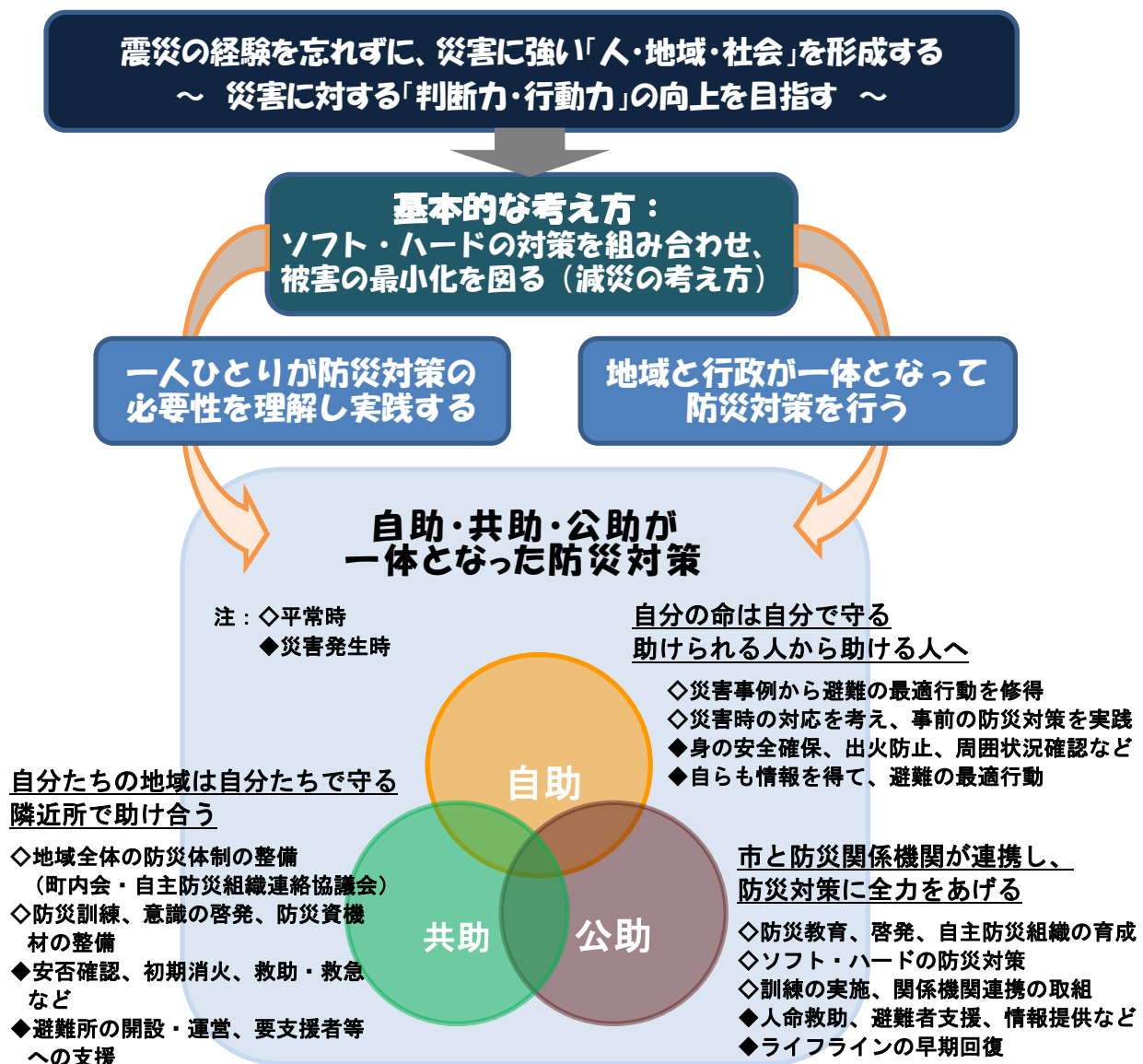
に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて自助・共助・公助が一体となって効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけ被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を基本的な考え方とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

さらに、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市・団体等が総力を結集して、市勢の復興とさらなる発展を目指す。

これらの認識に基づき、名取市地域防災計画の基本理念を以下のとおり定める。

『震災の経験を忘れずに、災害に強い「人・地域・社会」を形成する ～ 災害に対する「判断力・行動力」の向上を目指す～』



第6 基本方針

<災害対策基本法改正>

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震・津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震・津波に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

<東日本大震災の教訓>

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

地震による被害を軽減するためには、地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、後述する要配慮者の避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の情報伝達体制の充実・強化、危機管理・指揮命令体制の強化、各種情報等の一元管理・共有化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震・津波発生時においては、地震及び津波の被害、地震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

<東日本大震災の教訓>

5 迅速かつ円滑な避難所開設及び運営

迅速な避難所の開設のため、あらかじめ避難所ごとに配置職員を指定しておく必要がある。避難所配置職員は男女混合にするとともに、不眠不休とならないよう交代要員を確保するなど、体制を確立しておく必要がある。

また、大規模災害発生時や休日・夜間の災害の場合は、職員の配置に限界があるため、避難所となる施設の管理者や町内会・自主防災組織と避難所運営ルール等を協議し、避難所運営マニュアルを作成しておく必要がある。

6 自助・共助による取組の強化

大規模災害時に市民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、市民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政が後押しすることが必要である。

そのため、市及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

7 二次災害の防止等

大規模地震の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

8 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震・津波発生時においては、大量の災害廃棄物が発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

<東日本大震災の教訓>

9 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

10 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震・津波災害時には、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性を考慮し、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で大津波警報・津波警報を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

11 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

12 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

また、市は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

13 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を考慮し、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目 的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震・津波災害防止のため相互に協力する。

第2 組 織

＜災害対策基本法改正、東日本大震災の教訓＞

1 防災会議

名取市防災会議は、市長を会長として、名取市防災会議条例(昭和38年名取市条例第3号)第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。また、防災会議委員に学識経験者や住民代表を加えるとともに、女性の参画の拡大に努め、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

2 災害対策本部等

市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく市の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、防災関係機関において定めておく。

第3 各機関の役割

1 名取市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言、応援等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災

活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

<災害対策基本法改正>

6 市民

市民一人ひとりは「自らの命は自ら守る」ということを基本に、地震・津波に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

また、3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

<災害対策基本法改正>

7 企業

企業は災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第4 防災関係機関等の業務大綱

1 市

名取市	1 名取市防災会議及び災害対策本部に関する事務 2 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 3 防災に関する施設・設備の整備 4 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 5 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 6 避難指示の発令及び指定避難所等の避難所の開設 7 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 8 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 9 水、食料その他物資の備蓄及び確保 10 清掃、防疫その他保健衛生の実施 11 危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 12 小中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）の応急教育対策 13 ボランティアによる防災活動の環境整備 14 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務
-----	---

2 県

宮城県	1 宮城県防災会議の事務 2 宮城県災害対策本部の事務 3 防災に関する施設・設備の整備 4 通信体制の整備・強化 5 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 6 情報の収集・伝達及び広報 7 自衛隊への災害派遣要請 8 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 9 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 10 交通及び緊急輸送の確保 11 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 12 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 13 保健衛生、文教対策 14 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 15 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 16 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 17 その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置
宮城県警察本部 (宮城県岩沼警察署)	1 災害情報の収集伝達 2 被災者の救出及び救助 3 行方不明者の捜索 4 死者の検視・見分 5 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動
宮城県教育委員会	1 小中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校設備等の災害対策 2 公立学校等、児童及び生徒の安全対策 3 公立学校等教育活動の応急対策 4 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

3 指定地方行政機関

東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸与等 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
東北農政局	1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導 4 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸付及び指導 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北森林管理局	1 山火事防止対策 2 災害復旧用材（国有林材）の供給 3 林道の適正な管理
東北経済産業局	1 工業用水道の応急復旧 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部東北支部	1 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 2 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策
東北運輸局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
東京航空局仙台空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助
国土地理院東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実施に関すること。

宮城海上保安部	1 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持 2 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助 3 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練 4 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保
仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する防災気象情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報 5 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等 7 市及び防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保の指導 2 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
宮城労働局	1 事業場における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導 2 労働者の被害状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 3 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第88条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 4 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認

東北地方整備局	1 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 2 一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理 3 阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること。 4 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施 5 一般国道区間の交通確保 6 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 7 港湾施設、空港施設等の整備 8 港湾施設、空港施設等の災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 11 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施
東北地方環境事務所	1 緊急環境モニタリングの実施・支援 2 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 3 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 4 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施
東北管区行政評価局	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設

4 自衛隊

自衛隊	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における応急医療・救護活動
-----	--

5 指定公共機関

NTT東日本 (株)宮城事業部	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市及び防災関係機関との連携
--------------------	---

日本赤十字社宮城県支部	1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付 5 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会仙台放送局	1 気象予報・警報、災害情報等の放送
東日本高速道路(株)東北支社	1 高速道路等の維持管理 2 高速道路等の交通確保 3 災害時における情報収集及び伝達 4 災害復旧工事の実施
東日本旅客鉄道(株)仙台支社	1 鉄道施設の整備保全 2 全列車の運転中止手配措置 3 鉄道施設の被害調査及び復旧 4 抑止列車の乗客代行輸送の確保、列車運行の広報活動 5 旅客の給食確保 6 救援物資及び輸送の確保
日本通運(株)仙台支店	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東北電力(株)岩沼営業所	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保
日本郵便(株)東北支社	1 災害時の業務運営の確保 2 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
独立行政法人国立病院機構本部 北海道東北ブロック事務所	1 災害時における医療班の編成及び派遣 2 災害時における被災患者の受入
日本貨物鉄道(株)東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送対策 2 災害時の応急輸送対策

6 指定地方公共機関

東北放送(株) (株)仙台放送 (株)宮城テレビ放送 (株)東日本放送 (株)エフエム仙台	1 災害情報等の放送
社団法人宮城県医師会	1 災害時における医療救護活動

仙台空港鉄道(株)	1 鉄道施設の整備保全 2 全列車の運転中止手配措置 3 鉄道施設の被害調査及び復旧 4 抑止列車の乗客代行輸送の確保、列車運行の広報活動 5 旅客の給食確保 6 救援物資及び輸送の確保
公益社団法人宮城県トラック協会	1 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
社団法人宮城県エルピーガス協会	1 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
公益社団法人宮城県バス協会	1 災害時における緊急避難輸送確保 2 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
一般社団法人宮城県薬剤師会	1 災害時における医薬品の管理と供給

7 その他の公共的団体等

株式会社エフエムなとり	1 災害情報等の放送
名取市社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。
名取岩沼農業協同組合	1 農作物等の被害調査並びに営農指導 2 災害に伴う営農資金の貸付並びにあっせんに関すること。
宮城県漁業協同組合	1 水産物等の被害調査並びに経営指導 2 災害に伴う資金の貸付並びにあっせんに関すること。
名取市商工会	1 応急復旧資材及び物資の備蓄並びに業者のあっせん 2 災害時における商店等の被害調査 3 被災者の生活を確保するための物資のあっせん 4 中小企業者等の災害復興資金の確保援助
宮城県土地改良事業団体連合会、 名取土地改良区	1 農地・農業用施設の防災管理及び復旧の指導
宮城県消防協会 名取亘理地区支部	1 水防訓練等水防技術の向上に関すること

名取市医師会、名取市歯科医師懇話会、岩沼薬剤師会名取ブロック会	1 被災傷病者の医療及び救護 2 防疫及び衛生の指導・協力
社会福祉施設等	1 援護体制の確立と協力 2 収容者等の安全確保対策
運送業者	1 災害時における緊急輸送
建設業者	1 災害時における輸送路等の応急復旧協力
名取市防災安全協会	1 危険物の保安措置に関する教育
その他の団体	1 それぞれの業務に応じた協力体制の確立

<東日本大震災の教訓>

8 地域住民組織

自主防災組織 町内会	1 防災知識の普及と訓練の実施 2 防災用資機材の整備・点検 3 住民の安否確認 4 避難所の開設及び運営 5 要配慮者の支援
---------------	---

9 企業

企業	1 防災知識の普及と訓練の実施 2 災害時の安全確保
----	-------------------------------

第5 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

■資料編

- ・名取市防災会議条例
- ・名取市防災会議委員名簿
- ・防災担当機関及び連絡先窓口

第3節 名取市を取り巻く地震環境

第1 自然条件

1 位置

名取市は宮城県の東部に位置し、北、南、西はそれぞれ、仙台市、岩沼市、村田町に接し、東は太平洋にのぞみ、中心地は東経 140° 52′ 37″、北緯 38° 09′ 45″ にある。

■名取市の位置・面積

東 経		北 緯		面 積	広 ぼ う	
最 東	最 西	最 南	最 北		東西	南北
140° 58′ 03″	140° 47′ 03″	38° 06′ 36″	38° 13′ 09″	98.18km ²	15km	8km

2 地勢

宮城県全体は二分されて仙台市を中心に仙南、仙北と呼称されているが、本市はその仙南に属しており、名取平野の枢要部を占めている。

総面積の三分の一を占めている西部一帯は、300m以下の丘陵、中部の平坦部、低湿部の三地帯からなり、名取、阿武隈川の両水系により囲まれている。

また、後背湿地と旧河道には粘土や泥炭などが堆積しており、地震動に対しては弱い所となっている。

第2 社会条件

1 沿革及び展望

名取市は、昭和 30 年に増田町、閑上町、下増田村、館腰村、愛島村、高館村の 2 町 4 村が合併して名取町となり、昭和 33 年 10 月に市制を施行して発足した。このときの人口は 33,934 人、世帯数は 5,382 であった。その後、北側に隣接する仙台市が東北地方の中核都市として発展するのに伴い、名取市の人口も一貫して増加を続け、令和 2 年国勢調査では人口 78,718 人、世帯数 29,739 世帯となっている。

市内には、J R 東北本線、国道 4 号、東北縦貫自動車道、仙台東部道路、仙台空港アクセス鉄道などが走り、企業立地も進んで、広域仙台都市圏の副拠点都市にふさわしい機能を有している。とくに国際化が著しい仙台空港の所在都市として大きな飛躍が期待されている。

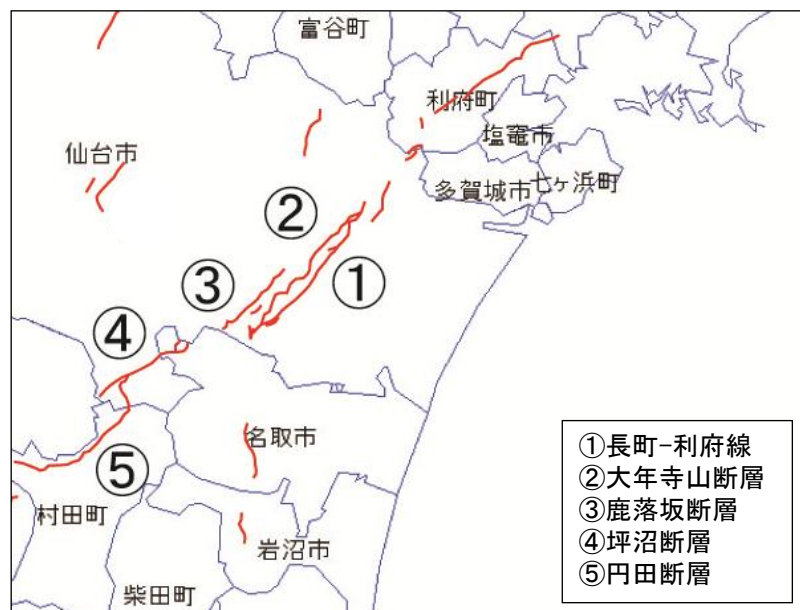
名取市では、令和 2 年 3 月に策定した第六次長期総合計画（2020-2030 年）において、「愛されるふるさと なとり ～共に創る 未来へつなぐ～」を将来像に掲げ、名取市に愛着を持ち、このまちに住んでいること、このまちで活動していることを誇りに思えるような雰囲気、行政だけでなく、多様な主体と協働しながら共に創り上げることでまちが一つになり、未来へとつないでいくことで、名取市に人が定住し、企業が定着し、さらに人と企業を誘う持続的に発展する名取市につなげていくこととしている。

■人口及び世帯数の状況

	世帯数	人口	男	女	世帯当り	人／1km ²	備考
昭和30年	5,228	32,966	16,133	16,833	6.3	327	国調
33年	5,382	33,934	16,586	17,348	6.3	339	住基
40年	6,563	34,205	16,604	17,601	5.2	339	国調
45年	9,046	40,845	19,941	20,904	4.5	405	国調
50年	11,224	46,730	22,956	23,774	4.2	464	国調
55年	12,495	49,715	24,687	25,028	4.0	494	国調
60年	13,150	50,897	25,220	25,677	3.9	506	国調
平成2年	14,799	53,735	26,422	27,313	3.6	534	国調
7年	18,294	61,993	30,589	31,404	3.3	615	国調
12年	21,039	67,216	33,041	34,176	3.2	672	国調
17年	22,583	68,662	33,750	34,912	3.0	686	国調
22年	25,124	73,134	35,578	37,556	2.9	731	国調
27年	27,529	76,668	37,577	39,091	2.8	781	国調
令和2年	29,739	78,718	38,567	40,151	2.6	802	国調

国調：国勢調査（10月1日現在）

第3 長町－利府線断層帯



長町－利府線断層帯の分布

名取市に最も大きな被害を及ぼすおそれのある活断層は「長町－利府線断層帯」である。「長町－利府線断層帯」は、長町－利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層及び円田断層を一括して総称した呼び名で、仙台市の市街地中心部を北東－南西方向に約21kmにわたり連続している。長町－利府線は深部で北西傾斜の断層構造を示し、浅部では地層の撓曲構造を示す。一方、副次的な断層である大年寺山断層は浅部で南東傾斜の逆断層として認められる。長町－利府線は名取川付近の南西方に位置する坪沼断層と連続する可能性は低いと考

えられ、約7,300年前以後と約2,500～2,800年前以後の計2回にわたり、活動した可能性が推定されている。

<東日本大震災>

第4 名取市の地震被害

近年、本市に被害を及ぼした地震は、1978年宮城県沖地震及び東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）である。

宮城県沖地震は、1978年6月12日の17時14分、宮城県沖（深さ40km）で発生したマグニチュード7.4の地震である。仙台市では震度5を観測し、昭和56年建築基準法改正の契機となった地震である。この地震では、都市生活のまひ、ブロック塀の倒壊、新興住宅の地盤崩壊、液状化によるビルの倒壊などの被害が発生した。なお、本市における被害の概要は次のとおりである。

■昭和53年宮城県沖地震による被害

区 分		単位	数 量	被害額（千円）
人的被害	負傷	人	200	－
住家被害	全壊	棟	17	116,150
	半壊	棟	61	129,010
	一部損壊	棟	1,623	827,176
非住家被害	公共建物	棟	33	59,202
	その他	棟	3,212	631,690
公共施設	文教施設	か所	19	105,044
	道路	か所	26	45,460
	港湾	か所	1	1,800,000
	水道	か所	87	30,000
	下水道	か所	1	26,000
	がけ崩れ	か所	1	－
商工関係		件	955	1,176,903
農林水産関係		－	－	464,513
その他		－	－	313,100
被害額総計				5,724,248

東北地方太平洋沖地震は、平成23年3月11日14時46分、三陸沖（深さ24km）で発生したマグニチュード9.0の地震である。震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の東西約200km、南北約500kmと広範囲にわたり、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけて広い範囲で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。名取市においても最大震度6強を観測し、地震の揺れは約3分間継続した。

また、この地震により巨大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害が発生したほか、広範囲にわたって地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ライフラインの断絶、多くの避難者の発生、食料・物資、ガソリン等の不足、帰宅困難者の発生、福島第一原子力発電所の事故による放射能対応等が発生した。

さらに、本震から1か月近く経過した4月7日には、宮城県沖を震源とするマグニチュード7.2、最大震度6強の余震が発生した。

なお、本市における東北地方太平洋沖地震の被害の概要は次のとおりである。

■平成23年東北地方太平洋沖地震による被害

【人的被害及び建物被害】

区 分		単 位	数 量	備 考
人的被害	死者	人	923	平成26年3月31日現在
	行方不明者	人	40	平成26年3月31日現在
	負傷者	重傷者	14	平成26年3月31日現在
		軽傷者	194	※市民の被害
避難者	避難者数	人	11,233	平成23年3月11日
	避難所数	か所	52	※ピーク時
住家被害	全壊	棟	2,801	平成24年3月5日現在
	大規模半壊	棟	219	
	半壊	棟	910	
	一部損壊	棟	10,061	
非住家被害	全壊	棟	964	
	大規模半壊	棟	136	
	半壊	棟	319	
	一部損壊	棟	1,386	

（名取市における東日本大震災の概要から一部抜粋）

【公共施設の被害及び被害額】（平成24年3月現在）

区 分	被害内容	概算被害額 (千円)
道路・橋梁 (市管轄)	道路：沈下・亀裂 322 か所、 橋梁：全壊 1 か所、破損・沈下：5 か所	4,232,000
公園	都市公園 29 か所、その他の公園 8 か所、緑地法面崩落等 5 か所、児童遊園 2 か所、都市排水施設 1 か所	1,058,082
下水道	公共下水道（ポンプ場稼働停止 3、一部損傷 1、応急対応中 3）、都市下水路（北釜排水ポンプ場稼働停止）、農業集落排水（北釜処理場稼働停止、大曲処理場一部破損、管渠 1,100m）	8,074,088
水道	本管漏水 34 件、給水管漏水 128 件、宅地内漏水 362 件、送水ポンプ 1 件、配水池施設 3 件、浄水施設 2 件	181,876
市営住宅	住宅全壊（14 棟 115 戸、入居者 243 人被災）、集会所 1 棟全壊	2,500,000
都市施設	自由通路桁脱落、駅プラザ内装材破損	100,000
福祉施設	保育所 1 件全壊、児童センター 2 件躯体以外全壊・外構陥没、老人福祉センター（松韻荘）1 件全壊 ほか	581,800
教育施設	文化財の被害（市指定 5 件、市登録 3 件）、幼稚園・学校の被害市立学校 22 校（幼稚園 4、小学校 12、中学校 5）、ほか	7,517,860
市役所	内・外壁・議会棟天井等破損、水道管破損	51,816
産業等施設	斎場破損、サイクルスポーツセンター・海浜プール・働く婦人の家全損（使用不能）、地域職業相談室破損	1,375,068
農業施設	農地被害（田約 1,400ha、畑約 270ha 冠水）、用水機場 52 か所、防潮堤樋門 1 か所、道路 15 路線、2,950m、水道 81 路線・44,877m、ほか	45,828,200
消防施設	地震災害（消防本部主救助訓練棟 1 棟全壊、消防本部副救助訓練棟 1 棟一部損壊、消防団詰所及び車庫 3 棟一部損壊）、津波災害（消防署閉上出張所 1 棟全壊、潮位観測装置 1 式全損、水槽付ポンプ車 1 台全損、マイクロバス 1 台全損、水防倉庫 2 棟全壊、消防団員詰所及び車庫 6 棟全壊、小型動力ポンプ付積載車 7 台全損）	194,500
その他施設	集会所（全壊 3 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟、一部破損 5 棟）、緩衝緑地全壊 1 か所（3,370m）、航空機騒音測定装置 2 か所全損、市民活動支援センター全壊（使用不能）、防災行政無線 8 か所、監視カメラ局 1 か所、個別受信機 27 か所	274,519
水産業施設	閉上漁港、県漁協閉上支所全壊	6,268,200
合 計		78,238,729

（名取市における東日本大震災の記録から一部抜粋）

第4節 想定する地震

名取市では、これまで宮城県の被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。

このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。

第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、県が実施する被害想定に基づき、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

第2 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

第3 県による被害想定調査について

県では、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。第五次地震被害想定調査については、令和3年度から着手しており、令和5年度に完了した。

